

より多くの人が使しやすい「モノ・サービス・システム」へ…

アクセシブルデザインマガジン

創刊号

ACCESSIBLE DESIGN MAGAZINE

「暮らしやすい社会」形成のために ②

巻頭



ADCの活動紹介 ③

特集



障害者の権利に関する条約 ⑥

AD国際標準化最前線 ⑩

AD情報



広がるADの輪! ⑫

団体紹介



ADシンポジウム2008 ⑮

ご案内

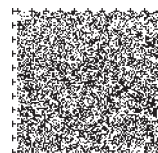


配慮あるモノ・サービス ⑯

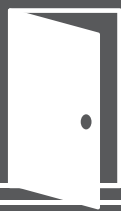
トピックス



これは音声コードです。専用の機械が読んでくれます。



アクセシブルデザイン推進協議会



「暮らしやすい社会」 形成のために

菊地 眞 アクセシブルデザイン推進協議会 会長
防衛医科大学校 副校長 / 教授



今般アクセシブルデザインマガジンが刊行されることになりました。

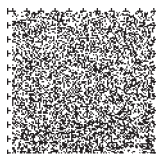
2006年にバリアフリー新法が施行され、建築物を対象にした「ハートビル法」と、公共交通機関が対象の「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、対象を一部の駐車場や公園にも拡大しただけではなく、駅と建物の間や、駅を中心とした地域全体などの連続的かつ発展的バリアフリーを社会に根付かせる環境が整いつつあります。このような生活環境における既存の障壁を除去して、高齢者や障害のある人々がより安全で快適な生活が出来るようにする動きが活発化すると共に、加えて高齢者や障害者、さらには誰にでも利用しやすいアクセシブルデザインを取り入れた物づくりを行う動きが着実に増えています。

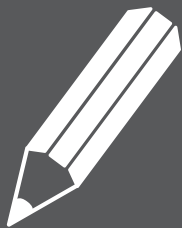
2001年にはISO/IEC(国際標準化機構 / 国際電気標準化会議) Guide71: Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with

disabilities(規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン)が発出し、我が国でも2003年に翻訳版であるJISZ8071が発出しました。

ガイド71は、高齢社会を背景にした新しい製品・サービス開発(単なるハードウェアだけでなく、ソフトウェアも含まれる)の基本的考え方であり、今後のあらゆる分野の製品・サービス提供においては、高齢者や障害者にも使いやすい配慮を加えることを明示したものです。適用方法としては、示されている要件の全てを取り入れる必要は無く、出来るところ、或いは「この配慮が欠けていた」「ここをもう少し掘り下げていくと高齢者の心の琴線に触れるはずだ」といった該当事項を取り入れてデザインすればよいのです。

本誌が、「暮らしやすい社会」の形成の為に的確な情報を提供するマガジンになることを期待しています。





アクセシブルデザイン推進協議会の役割と今後の課題

アクセシブルデザイン 推進協議会の活動紹介

アクセシブルデザイン推進協議会(Accessible Design Council【略称:ADC】)は、2003年10月に発足した任意の団体である。

ADCは関係省庁をはじめとする各機関、学会、団体等の協力の下に設立され、アクセシブルデザインに関する活動の国内整備と推進を行っている。



2004年 シンポジウムの様子

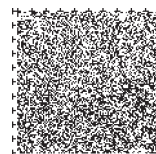
21世紀に入り、日本をはじめ、多くの国で超高齢社会に向けた取り組みが始まっている。今後は更に、高齢者や障害のある人たちを含めた、より多くの人にとって使いやすいように配慮された製品やサービス、生活環境を「誰にでも利用可能とすること:アクセシブル」にしていくことが期待される。

それらに応えるためには、産学官の情報

共有や効率的な連携、更には自治体、NPO及びISO(国際標準化機構)、アジアや欧米諸国との連携が不可欠となる。

活動を支え、推進する国内体制を整備するために設立されたのが、「アクセシブルデザインフォーラム(現:アクセシブルデザイン推進協議会)」である。

2001年8月消費者政策特別委員会は、我が国の急激な高齢化及び高齢者・障害者に対する一層のバリアフリー化を推進するため、「標準化における消費者政策の在り方に関する提言書」の中で、高齢者及び障害者配慮に関する標準化を、今後の標準化政策の重点分野として位置づけた。さらに2003年6月に、高齢者・障害者配慮の標準化ニーズを把握するため、200を超える業界団体、高齢者・障害者団体及び消費者団体へのアンケート調査を実施、結果を取り



まとめ、「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について(提言書)」¹を発表した。本分野における高齢者とは、『高齢者白書』等で対象となる65歳以上の高齢者を意味するだけでなく、加齢の影響により何らかの障害のある広い範囲の人々を対象としている。また障害のある人とは、法律等で定義される障害者に限定されるのではなく、ここでは一時的または軽度の障害のある人々をも対象としているが、本内容はISO/IECガイド71²(JIS Z 8071)と同様である。

高齢者及び障害のある人を含む、より多くの人々のことを考え制定されたISO/IECガイド71並びにJISZ8071の発行に伴い、国内で本格的にアクセシブルデザインを推進するために、アクセシブルデザインフォーラム(現ADC)が発足。本団体は、関係省庁をはじめとする各機関、学会、団体等が一丸となって、アクセシブルデザインに関する普及活動を行っている。

これまでに、シンポジウムやフォーラム、講座等の開催並びに展示会への出展等を行

い、今後も国内の関係団体へ協力を呼びかけ、ADの普及に努めている。

.....

1

本提言書の原案は、(財)日本規格協会が、経済産業省の委託を受け、「高齢者・障害者配慮生活用品の標準化に関する調査研究」(委員長：神奈川県工科大学福祉システム工学科 西原主計・教授)で作成し、消費者政策特別委員会において審議し公表したものである。

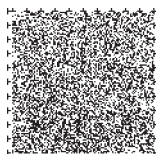
2

ISO/IECガイド71は、高齢者・障害者配慮の標準化の重要性に鑑み、我が国がISOへ提案し、規格作成ワーキンググループの議長、幹事国を務め、2001年11月に制定されたものである。

ADC事務局 森川 美和



2006年 ADフォーラムの様子



アクセシブルデザインフォーラム・シンポジウム開催実績

- 2003年10月 東京ビッグサイト レセプションホール(東京都江東区)
- 2004年11月 東京商工会議所 東商ホール(東京都千代田区)
- 2005年12月 経団連会館 経団連ホール(東京都千代田区)

アクセシブルデザインフォーラム開催実績

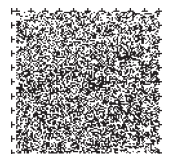
- 2006年12月 (財)共用品推進機構 会議室(東京都千代田区)
- 2007年 1月 (財)共用品推進機構 会議室(東京都千代田区)

ADC 幹事団体(50音順)

- 1 (財)家電製品協会
- 2 (財)共用品推進機構
- 3 (財)交通エコロジー・モビリティ財団
- 4 (独)製品評価技術基盤機構
- 5 (財)テクノエイド協会
- 6 (財)日本規格協会
- 7 (財)日本規格協会 情報技術標準化センター
- 8 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 9 (財)ベターリビング

ADC 事務局

- (財)日本規格協会(平成15年度~平成17年度)
- (財)共用品推進機構(平成18年度~)





障害者の権利に関する条約」を
めぐる主な動きと今後について

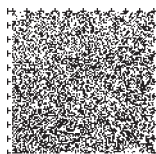
障害者の権利に関する条約

須田 康幸 参事官

内閣府（障害者施策担当）

平成19年9月28日、我が国は、国連本部において「障害者の権利に関する条約」に署名した。同条約は、様々な分野に関し障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、条約の締約国に対し障害者の人権及び基本的自由を確保し促進するための措置をとること等を定めるものである。今後、我が国における条約締結等の過程においては国内諸制度の見直し等が予想されるが、これは障害者施策のみならず、広く社会的にも様々な関連が出てくると考える。

ここでは、「障害者の権利に関する条約」をめぐるこれまでの主な動きをはじめ、その内容等について概観することとする。



同条約に関する議論は、平成13年12月に第56回国連総会においてメキシコから提案された「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議がコンセンサス採択されたことを契機として本格化し、平成14年7月から8月にかけて第1回目の障害者権利条約アドホック委員会会合が国連本部において開催された。

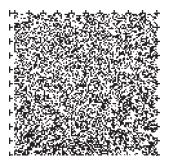
それ以降8回にわたる会合において同条約案についての検討が行われ、平成18年8月の第8回アドホック委員会において基本合意がなされた。その後、同年9月から11月にかけて開催された起草委員会での協議等を経て、同条約は、同年12月13日、第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択された。その後、平成19年3月には署名のために開放されることとなった。

同条約は、前文と本文50条から成り、その第1条の目的規定においては、「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」旨を定め、障害者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定し、法の下での平等、身体的自由、アクセシビリティ、家族、教

育、労働等の様々な分野において、障害者の権利を保護・促進する規定を設けている。

また、同条約においては、禁止されるべき差別の概念が、新たな概念と言われる「合理的配慮」とともに定義されている。具体的には、条約第2条において「障害を理由とする差別」とは、「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。」とされ、また、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」と規定されている。ここにおける「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と規定されている。同条約においては、合理的配慮の否定を含む差別を禁止するとともに、身体的自由・安全、教育、労働等の分野において合理的配慮の提供を求めている。

また、同条約においては、ユニバーサル



デザインについて「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。」(同条約第2条)とされ、また、「ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。」(同上)と規定されている。同条約は、その締約国に対し「障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たりユニバーサルデザインを促進するため、第2条に定めるすべての人が使用することのできる製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、又は促進すること」(同条約第4条)を求めており、同条約の締結によりユニバーサルデザインの促進が期待されるものとなっている。

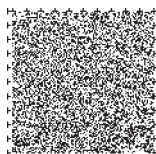
平成19年11月16日現在、同条約は、118カ国及び1の地域機関(EC)が署名を行っており、我が国は、114カ国目の署名国となっている。既に、クロアチア、キューバ、ガボン、インド、ハンガリー、ジャマイカ及びパナマの7カ国が同条約を締結しているところである。

署名を終えた我が国としては、今後、可能な限り早期の締結を目指して、必要な国内法制度の整備を含めて検討を行っていかねばならない。現在、外務省を中心として内閣府を含む9府省で構成する「障害者権利条約に係る対応推進チーム」においてその検討が行われている。

今後、同条約に規定された障害者の人権及び基本的自由を確保し促進していくためには、障害者のみならず、広く国民の理解と協力が不可欠となる。

平成19年2月に実施した「障害者に関する世論調査」においては、障害者権利条約の採択について、「知らない」と回答した者が約8割(78.7%)を占めており、また、「合理的な配慮」(同調査上、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮や工夫と整理)を行わないことが「差別に当たる場合があると思う」と回答した者が5割を超えている(52.9%)一方で、「差別に当たる場合があるとは思わない」と回答した者が36.0%を占めている状況が明らかとなった。このため、今後国民に対する一層の周知が必要とされている。

同条約の周知は、障害者の人権の確保、ユニバーサルデザインの重要性等についての国民の理解や関心を高める機会となるも



のである。

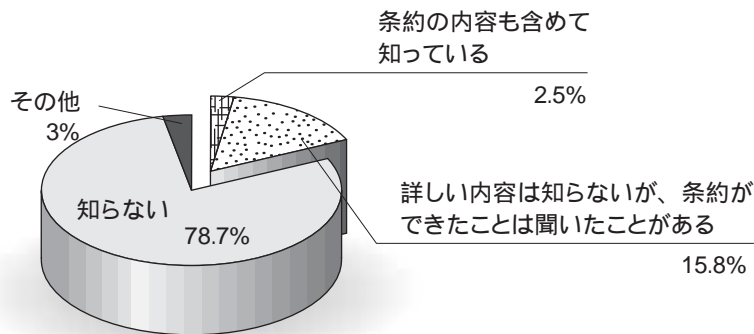
内閣府においては、関係省と連携を図りながら、障害者施策に係る重点的な啓発広報の実施期間である障害者週間 12月3日～

9日)において、同条約に関する啓発広報等を行うとともに、今後も、種々の機会を利用して関係省との連携の下その啓発に努めていくこととしている。

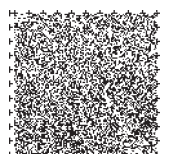
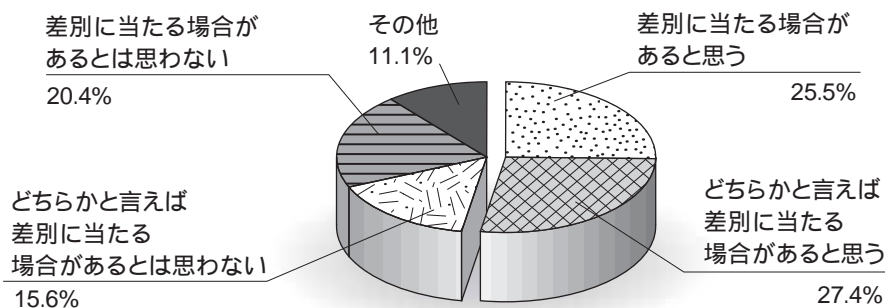
【障害者に関する世論調査】

(平成19年2月実施:全国20歳以上の者3,000人対象、有効回収数1815人、回収率60.5%)

問1 国連が障害者権利条約を採択したことを知っていますか？



問2 障害のある人となない人が同じように生活するために必要な配慮や工夫を行わないことは、「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思いますか？



国内外のアクセシブルデザイン標準化について

アクセシブルデザイン 国際標準化最前線

佐川 賢 独立行政法人産業技術総合研究所 人間福祉医工学研究部門上席研究員

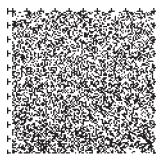
先般 11 月上旬、ISO/TC159「人間工学」の総会がポーランドのワルシャワで開かれた。ここでアクセシブルデザイン（AD）に関する大きな進展が見られた。AD の戦略や推進活動の母体となる諮問グループが結成されたのである。Advisory Group for Accessible Design、まだ正式ではないが略して AGAD と呼びたい。もちろん幹事国もコンビナー（議長）も日本が引き受けることになった。

この AGAD の活動は 4 つ。一つは TC159 内での種々の AD 規格作成の調整、2 つ目は ISO 全体の AD に関連する TC（たとえば TC122「包装容器」や TC173「福祉用具」等）との相互協力、3 つ目は国際的な障害者団体や高齢者団体との連携、そして 4 つ目は、AD 規格作成戦略の立案である。特に 3 つ目の障害者団体等との連携はこれまで ISO は組織的に行った経験がなく、今後 ISO における AD の規格推進の中心的活動になると期待される。

AD は人種、文化、環境を超えて多くの人々を対象とする。その技術の普及にとっ

て標準化は欠かせない。技術が各々異なるのでは享受する側の人々が混乱する。一方、AD 産業は残念ながらまだ未熟である。市場原理による成長はそう多くは期待できない。この点からも普及のためには標準化は有効な手段と考えられる。AD の普及と標準化の結びつきは極めて必然と言える。

もう一つ注目すべき活動がある。AD はまだ日本以外のアジアでは十分普及していない。国際標準化活動はどうしても欧米が中心である。このまま行けば AD も欧米中心となる。そこで、アジア諸国を巻き込んだアクセシブルデザイン国際標準化活動が始まった。2003 年、まず中国、韓国、日本の 3 国の連携が始まり、その結果 5 つの AD 新規課題が ISO に共同提案された。これらはすべて 2007 年春には採択され、具体的な規格作成の作業に入っている。この背景にはタイやマレーシアなどのアジア諸国の協力があつたことも事実である。今や、中国、韓国、タイ、などはかなり熱心に AD 活動に参画するようになっ



た。前述のワルシャワ会議にも中国の代表が参加し、AGAD の参加の意思表示をした。一方、バンコクでは先に提案した4つの新規課題に関するワーキンググループ会議 (TC159/SC4/WG10, TC159/SC5/WG5) が開かれ、アジアの関係者が多く参加した。こうした活動においても、日本が幹事国やコンビーナーを引き受けて国際的な貢献を果たしている。

アクセシブルデザイン国際標準化最前線は今にぎやかである。Guide 71 の制定とそのフォローアップを一貫して進めてきた

日本の実践的活動が一斉に走り出した感がある。その中心に TC159「人間工学」があり、ISO 内外との連携を取りつつ進めている (図1)。

こうした活動の重要な源泉は日本の AD における産業、研究、行政間の強力な連携である。またその継続性も無視できない。この基盤を保ちながら、具体的かつ有用な AD 規格群を多く作成し、私たちの身の回りに AD 製品が少しでも多く現れることが期待される。

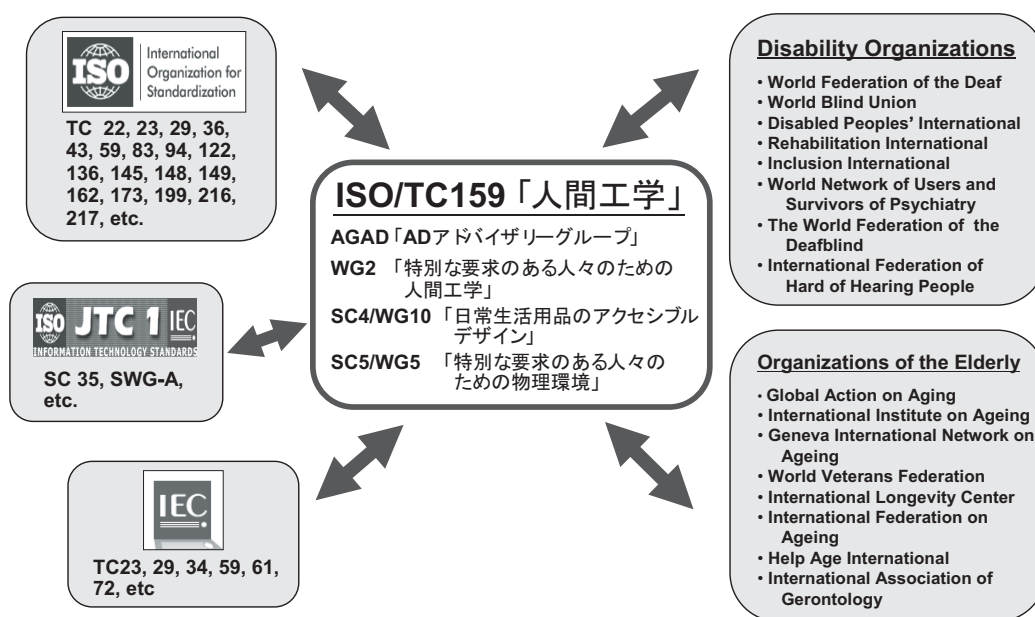
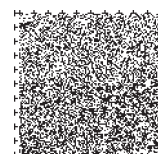


図1 : ISO/TC159 を中心としたアクセシブルデザイン国際標準化活動の連携





広がるアクセシブルデザインの推進協議会
 アクセシブルデザイン推進協議会 幹事団体紹介

財団法人 家電製品協会



ユニバーサルデザイン配慮
 家電製品リスト（墨・点字）

1. 事業内容

昭和48年12月に家電製品協議会が発足、昭和49年9月に、(財)家電製品等再資源化促進協会が発足、昭和55年6月に家電製品協議会を吸収して(財)家電製品協会となった。

(財)家電製品協会の事業は、消費者との接点に位置しており、直接家電製品の製造に携わる関係工業会とは異なり、家電業界全体に係わる共通課題について事業推進を行っている。

具体的には、日々進化する多種多様な家電製品の安全性の向上、アフターサービスの充実、製造物責任に関する検討、さらには、環境問題と密接な関わりをもつ使用済み家電製品対策、省エネルギー・省資源対策など、家電製品に共通する諸

交通エコロジー・モビリティ財団

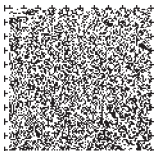


乗り降りしやすい、
 環境に優しい富山ライトレール

当財団は、高齢者、障害者等の公共交通機関の移動の円滑化の促進並びに環境問題の解決を図るため設立された団体である。

具体的には、公共交通機関のバリアフリー化の推進のため、インターネットや携帯電話を利用した高齢者や障害者等が移動しやすい路線、設備、移動ルートなどの情報提供、旅客施設や車両等のバリアフリー整備ガイドラインの作成(国土交通省受託事業)、交通事業者・利用者向けの教育訓練プログラムの開発などの調査研究、及び鉄道駅や旅客船等のバリアフリー設備に対する助成・貸付事業を行っている。

また、諸外国のアクセシブル施策



問題を総合的に捉え、調査・研究と政策の立案、実施を行っている。

2. 障害者・高齢者やAD、UDへの取り組み

家電業界として1987年に「視力障害者ワーキンググループ」を設置し、障害のある人に配慮した家電製品の開発に向けて取り組みを開始した。

現在は、高齢者や障害者のある人に使いやすい家電製品、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の開発を推進している。これらの活動は、日本工業規格が定めるJIS Z 8071「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針(ISO/IECガイド71:2001)」にも反映されている。

当協会では、賛助会員メーカー製品に

ついて、ホームページに高齢者や障害のある人に使いやすいと思われる家電製品を「表示」「用語・図記号」「操作部分」「報知音」「操作手順」のわかりやすさと「誤操作の配慮」の6項目から選定したコンテンツを作成している。製品分野別では、映像・音響・調理・家事関連・空調・季節・通信関連などの分野別に条件を満たしている製品のリストを一覧表示し、メーカー毎に型名・価格が記載されている。

3. 今後の取り組み

高齢者や障害者のある人に使いやすい家電製品について、業界としての標準化の推進に努力し、快適で安全な暮らしを提供できるよう活動を展開していく。

や対応も視野に入れ、EUの高齢者・障害者標準命令を受け、作業を開始したCEN/CENELECの部門ガイドACTWORKSHOP16(交通分野作業部会)においても、当財団はメンバーとして参加し、交通のアクセシビリティについて意見を述べた。

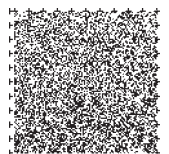
最近、わが国の公共交通機関のバリアフリー化は飛躍的に進んでいる。バリアフリー化の推進は段差解消などのハード面の整備と、交通事業者職員の教育訓練などのソフト面の整備と併せた推進が必要と考え、特に利用者のニーズを第一に捉え、時代に即応したバリアフリー化を追求している。

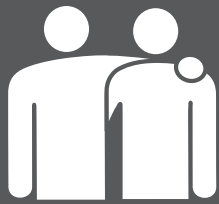
そのためにもアクセシブルデザイン推

進協議会に積極的に参加し、関係者との情報交換や交流を通じて、高齢者や障害者並びに誰にでも優しい環境整備を展開していく。



高齢者、障害者に優しいバス
ノンステップバス





製品の企画開発、サービスの提供を行なう際、当事者の意見を聞くことは、重要である。日本には、多くの障害者・高齢者団体があるが、まずは日本障害フォーラム(J D F)という複数の障害者団体が加盟する機関を紹介する。

障害者・高齢者団体紹介
 広がるアクセシブルデザインの輪！

日本障害フォーラム(J D F)

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 日本障害者リハビリテーション協会内
 TEL:03-5273-0601 FAX: 03-5292-7630 <http://www.normanet.ne.jp/jdf/>



セミナー風景

JDFは、第二次「アジア太平洋障害者の十年」及びわが国の障害者施策を推進するとともに、障害のある人の権利を推進することを目的に、障害者団体を中心として設立された。

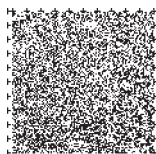
現在、下記の12団体が加盟している。
 日本身体障害者団体連合会 / 日本盲人会連合 / 全日本ろうあ連盟 / 日本障害者協議会 / D P I 日本会議 / 全日本手をつなぐ育成会 / 全国脊髄損傷者連合会 / 全国社会福祉協議会 / 日本障害者リハビリテーション協会 / 全国「精神病」者集団 / 全国盲ろう者協会 / 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

JDFが取り組んでいる事業は主に以下の4つである。

- 1) 国連・障害者の権利条約の推進
- 2) 第二次「アジア太平洋障害者の十年」の推進及び「アジア太平洋障害フォーラム(APDF)」に関すること
- 3) 「障害者基本計画」をはじめとするわが国の障害者施策の推進
- 4) 障害者の差別禁止と権利に係る国内法制度の実現

これらの事業を推進する3つの専門委員会を設け、各団体より委員を選任して活動している。

1. 政策委員会(権利条約の解釈と国内批准の推進・国内政策課題の整理、提言・差別禁止と権利法制、差別禁止条例の方向性の検討、他)
2. 企画委員会(イエローリボン運動など啓発活動の推進・ニュース、ホームページなど情報発信・セミナー、キャンペーン活動の組織と企画、他)
3. 国際委員会(アジア太平洋障害者の十年の推進・その他国際関連全般)





アクセシブルデザイン シンポジウム 2008

参加費無料(定員130名)

日時

平成20年1月30日(水)
14:00 ~ 17:30

場所

経済産業省 別館10階1028号会議室
東京都千代田区霞が関1-3-1

【最寄駅】地下鉄霞が関駅(丸の内線・日比谷線・千代田線)

【プログラム】

- | | | |
|---------------|---------|--|
| 14:00 ~ 14:10 | 開会挨拶 | 防衛医科大学校 副校長/教授
アクセシブルデザイン推進協議会 会長 菊地 眞 氏 |
| 14:10 ~ 14:50 | セッション 1 | 国連採択の「障害者権利条約」について(仮題)
日本障害者リハビリテーション協会 副会長 松井 亮輔 氏 |
| 14:50 ~ 15:30 | セッション 2 | ~新バリアフリー法のガイドラインについて~(仮題)
首都大学 教授 秋山 哲男 氏 |
| 15:30 ~ 15:45 | 休憩 | |
| 15:45 ~ 16:15 | セッション 3 | 消費者の立場からのアクセシブルデザイン、ISOに参加して
ISO / TC122WG9(新設予定)エキスパート/
株式会社 タカラトミー 高橋 玲子 氏 |
| 16:15 ~ 16:55 | セッション 4 | アクセシブルデザインの日本の政策と国際標準化(仮題)
経済産業省 標準化推進室 室長 相澤 幸一 氏 |
| 16:55 ~ 17:20 | まとめ | 防衛医科大学校 副校長/教授
アクセシブルデザイン推進協議会 会長 菊地 眞 氏 |
| 17:20 ~ 17:30 | 閉会挨拶 | |

【お問合わせ・お申し込み】

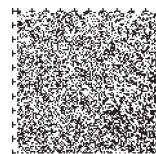
< ADシンポジウム事務局 >

財団法人 共用品推進機構内 担当 星川安之、森川美和、松井亨倫

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-5-4 OGAビル2階

TEL: 03-5280-0020 FAX: 03-5280-2373 申込は、郵送及びFAXでお願いします。

- 主催 経済産業省、アクセシブルデザイン推進協議会
共催 財団法人家電製品協会、財団法人共用品推進機構、財団法人ベターリビング、
財団法人交通エコロジー・モビリティ財団、独立行政法人製品評価技術基盤
機構、財団法人テクノエイド協会、財団法人日本規格協会、日本福祉用具・
生活支援用具協会(順不同)





配慮あるモノサービス

改訂版 自助具ハンドブック

B5判 / 176ページ
定価 1,200円(税込)



「体の不自由さ」から考えられた「自立を助ける道具」が自助具です。自助具は福祉用具の中で身近で、日常生活を容易にしてくれる小さな福祉用具といえます。障害者や高齢者の自立生活を拡げる自助具の普及と活用を求めて、自助具の活用事例や市販されている自助具の紹介、自助具の製作方法等についてとりまとめて編集しています。

お問い合わせ

財団法人テクノエイド協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
TEL:03-3266-6880 FAX:03-3266-6885
<http://www.techno-aids.or.jp/>

ACCESSIBLE DESIGN MAGAZINE

アクセシブルデザインマガジン

創刊号 2007(平成19)年12月発行

©Accessible Design
Council, 2007

発行: アクセシブルデザイン推進協議会(ADC)

編集: アクセシブルデザインマガジン編集委員会
(財団法人 共用品推進機構内)

事務局: 〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-5-4 OGAビル2F
電話 03-5280-0020 FAX:03-5280-2373

デザイン・印刷: 株式会社ブライト

※本紙の全部または一部を視覚障害者やこのままの形では利用できない方々のために、非営利の目的で点訳・音訳・拡大複写をすることを承認いたします。その場合はアクセシブルデザイン推進協議会事務局までご連絡ください。上記以外での目的で、無断で複写複製することは著作権者の権利侵害になります。

